

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道事業管理者が管理する公文書の開示等に関する規程及び生駒市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように公表する。

平成21年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業管理者が管理する公文書の開示等に関する規程及び生駒市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 生駒市水道事業管理者が管理する公文書の開示等に関する規程（平成10年3月生駒市水道事業管理規程第4号）
- (2) 生駒市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程（平成12年2月生駒市水道事業管理規程第1号）

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。